

福井県報

第 2848 号
平成 29 年
8 月 4 日 (金)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

目次

(※は、県例規集登載事項)

規則

※児童福祉法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則(二二・子ども家庭課)……………一

告示

※化製場等に関する法律第九条第一項の規定に基づく動物の飼養または収容の許可を受けなければならない区域の指定(三四一・循環社会推進課)……………二

○保安林の指定の予定(三四二・森づくり課)……………六

○原子力災害制御道路等整備工事(仮称) 神野難波江トンネル 神野工区の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(三四三・土木管理課)……………六

公告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(五件・県立病院)……………八

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(二件・工業技術センター)……………一七

○公共測量の実施(二件・土木管理課)……………一七

公安委員会告示

正誤

○警備業法第二十三条第一項の規定による検定の実施(九二・生活環境課)……………一八

○平成二十九年七月十四日福井県告示第三二六号(保安林の指定の予定)……………一九

規則

児童福祉法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則を公布する。
平成二十九年八月四日
福井県知事 西川 一誠

福井県規則第二十二号

児童福祉法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(児童福祉法第五十六条の規定に基づく費用の徴収等に関する規則の一部改正)

第一条 児童福祉法第五十六条の規定に基づく費用の徴収等に関する規則(昭和四十一年福井県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二備考1、5および7(1)中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

(里親委託等取扱規則の一部改正)

第二条 里親委託等取扱規則(平成十三年福井県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第三十六条の四十二第二項」を「第三十六条の四十二第三項」に改める。

様式第一号(表中)

養育里親研修修了(見込み)年月日	年月日
養育里親名簿に登録されたことのある都道府県名	
専門里親の資格要件該当事由	
専門里親研修修了(見込み)年月日	年月日

を

「 研修終了(見込 み)年月日	養育里親	年月日	養子縁組 里親	年月日	専門里親	年月日
養育里親名簿に登録されたことのある都道府県名						
養子縁組里親名簿に登録されたことのある都道府県名						
専門里親の資格要件該当事由						

に改め、同様式(表)中12を次のように改める。

12 「研修終了(見込み)年月日」、「養育里親名簿に登録されたことのある都道府県名」、「養子縁組里親名簿に登録されたことのある都道府県名」の各欄は、該当する場合に記入すること。

様式第一号(表)中「養育里親研修(専門里親を希望する場合は、専門里親研修を含む。)」や「希望する里親の種類に応じて受講が必要な研修」に改める。

(福井県児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 福井県児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例施行規則(平成二十五年福井県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出し、第二十二条の見出しおよび附則第九項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の里親委託等取扱規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

福井県告示第341号

化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第9条第1項の規定に基づき、動物の飼養または収容の許可を受けなければならない区域を次のとおり指定し、平成29年8月11日から施行する。

なお、化製場等に関する法律第9条第1項の規定に基づく動物の飼養または収容の許可を受けなければならぬ区域の指定(平成8年福井県告示第774号)は、平成29年8月11日から廃止する。

平成29年8月4日

福井県知事 西川 一誠

福井市の区域	明里町、足羽1丁目から足羽5丁目まで、浅水三ヶ町、浅水町、浅水二日町、天池町、鮎川町、飯塚町、幾久町、幾代2丁目、石新保町、石橋町、石盛町、板垣1丁目から板垣5丁目まで、板垣町、一本木町、糸崎町、稲多新町、稲多浜町、稲多元町、今市町、上野本町、上野本町新、羽水1丁目から羽水3丁目まで、馬垣町、漆原町、運動公園1丁目から運動公園4丁目まで、江端町、江守中1丁目、江守中2丁目、江守中町、江守の里1丁目、江守の里2丁目、円山1丁目、大窪町、大島町、大瀬町、大手1丁目から大手3丁目まで、大町、大町1丁目、大町2丁目、大宮1丁目から大宮6丁目まで、大和田1丁目、大和田2丁目、大丹生町、開発1丁目から開発5丁目まで、開発町、学園1丁目から学園3丁目まで、花月1丁目から花月5丁目まで、春日1丁目から春日3丁目まで、春日町、勝見1丁目から勝見3丁目まで、上北野1丁目、上北野2丁目、上中町、上毘沙門町、上森田1丁目から上森田5丁目まで、上森田町、加茂河原1丁目から加茂河原4丁目まで、加茂河原町、加茂緑苑町、河合寄安町、川合鷲塚町、川尻町、木田1丁目から木田3丁目まで、北今泉町、北菅生町、木田町、北四ツ居1丁目から北四ツ居3丁目まで、北四ツ居町、狐橋1丁目、狐橋2丁目、城戸ノ内町、経栄1丁目、経田1丁目、経田2丁目、久喜津町、グリーンハイツ1丁目からグリーンハイツ10丁目まで、栗森町、栗森町浜、下馬1丁目から下馬3丁目まで、下馬町、毛矢1丁目から毛矢3丁目まで、乾徳1丁目から乾徳4丁目まで、河増町、光陽1丁目から光陽4丁目まで、小丹生町、栄町、定正町、里別所新町、里別所町、左内町、三郎丸1丁目から三郎丸4丁目まで、三郎丸町、三十八社町、志津が丘1丁目から志津が丘4丁目まで、志比口1丁目から志比口3丁目まで、下萌生田町、下荒井町、下江守町、下森田桜町、下森田新町、下森田町、下森田藤巻町、下森田本町、順化1丁目、順化2丁目、小路町、城東1丁目から城東4丁目まで、白方町、白浜町、新下江守町、新保1丁目から新保3丁目まで、新保北1丁目、新保町、末広町、菅谷1丁目、菅谷2丁目、菅谷町、成和1丁目、成和2丁目、大願寺1丁目から大願寺3丁目まで、大東1丁目から大東3丁目まで、高木1丁目、高木2丁目、高木北1丁目から高木北5丁目まで、高木中央1丁目から高木中央3丁目まで、高木町、高木西1丁目、高塚町、高柳1丁目から高柳3丁目まで、高柳町、田尻栃谷町、種池1丁目、種池2丁目、種池町、田原1丁目、田原2丁目、中央1丁目から中央3丁目まで、月見1丁目から月見5丁目まで、つくし野1丁目からつくし野3丁目まで、つくも1丁目、つくも2丁目、手寄1丁目、手寄2丁目、寺前町、照手1丁目から照手4丁目まで、照手
--------	---

致賀市の区域	町4丁目、間屋町1丁目から間屋町4丁目まで、東郷二ヶ町、灯明寺1丁目から灯明寺4丁目まで、灯明寺町、枋泉町、豊岡1丁目、豊岡2丁目、豊島1丁目、豊島2丁目、中荒井町、中野1丁目から中野3丁目まで、中野町、長橋町、長本町、西板垣町、西開発1丁目から西開発4丁目まで、西学園1丁目から西学園3丁目まで、西方1丁目、西方2丁目、西木田1丁目から西木田5丁目まで、西下野町、西谷1丁目から西谷3丁目まで、西谷町、西畑町、西二ツ屋町、日光1丁目、日光2丁目、新田塚1丁目、新田塚2丁目、新田塚町、二の宮1丁目から二の宮5丁目まで、花堂北1丁目、花堂北2丁目、花堂中1丁目、花堂中2丁目、花堂東1丁目、花堂東2丁目、花堂南1丁目、花堂南2丁目、浜住町、春山1丁目、春山2丁目、東今泉町、引目町、日之出1丁目から日之出5丁目まで、福1丁目、福2丁目、福新町、福町、測1丁目から測4丁目まで、測町、舟橋1丁目から舟橋3丁目まで、舟橋黒竜1丁目、舟橋黒竜2丁目、舟橋新1丁目、舟橋新2丁目、舟橋町、古市1丁目から古市3丁目まで、古市町、文京1丁目から文京7丁目まで、別所町、宝永1丁目から宝永4丁目まで、堀ノ宮1丁目、堀ノ宮町、舞屋町、真木町、町屋1丁目から町屋3丁目まで、松蔭町、松城町、松本1丁目から松本4丁目まで、丸山1丁目から丸山3丁目まで、丸山町、水越1丁目、水越2丁目、三ツ屋1丁目、三ツ屋2丁目、三ツ屋町、南江守町、南菅生町、南四ツ居1丁目、南四ツ居2丁目、南四ツ居町、養町、みのり1丁目からみのり4丁目まで、御幸1丁目から御幸4丁目まで、和布町、免鳥町、桃園1丁目、桃園2丁目、森田新保町、門前1丁目、門前2丁目、門前町、八重巻町、八重巻中町、八重巻東町、安原町、八ツ島1丁目、八ツ島町、有楽町、四ツ井1丁目、四ツ井2丁目、米松1丁目、米松2丁目、両橋屋町、若菜町、若杉1丁目から若杉4丁目まで、若杉町、若杉浜1丁目から若杉浜3丁目まで、和田1丁目から和田3丁目まで、和田中1丁目から和田中3丁目まで、和田中町、和田東1丁目、和田東2丁目、渡町
	相生町、曙町、泉ヶ丘町、市野々町1丁目、市野々町2丁目、鑛物師町、岡山町1丁目、岡山町2丁目、神楽町1丁目、神楽町2丁目、鉄輪町1丁目、鉄輪町2丁目、金ヶ崎町、川崎町、木崎、衣掛町、清水町1丁目、清水町2丁目、櫛川、櫛川町2丁目、櫛林、公文名、呉竹町1丁目、呉竹町2丁目、呉羽町、古田刈、栄新町、桜ヶ丘町、桜町、沢、昭和町1丁目、昭和町2丁目、白銀町、新松島町、新和町1丁目、新和町2丁目、砂流、中央町1丁目、中央町2丁目、津内町1丁目から津内町3丁目まで、角鹿町、天筒町、堂、東洋町、長沢、布田

小浜市の区域	町、野神、萩野町、ひばりヶ丘町、開町、藤ヶ丘町、平和町、蓬萊町、本町1丁目、本町2丁目、舞崎町、舞崎町2丁目、松栄町、松島町、松島町2丁目、松葉町、松原町、三島町1丁目から三島町3丁目まで、港町、元町、山泉、結城町、若葉町1丁目から若葉町3丁目まで、和久野
大野市の区域	青井、阿納、阿納尻、生守、一番町、犬熊、宇久、雲浜1丁目、雲浜2丁目、駒前町、大手町、岡津、遠敷1丁目から遠敷10丁目まで、小浜浅間、小浜飛鳥、小浜生玉、小浜今宮、小浜大原、小浜大宮、小浜男山、小浜鹿島、小浜香取、小浜神田、小浜貴船、小浜清滝、小浜酒井、小浜塩釜、小浜白鳥、小浜白鬚、小浜鈴鹿、小浜住吉、小浜多賀、小浜菟田、小浜玉前、小浜津島、小浜日吉、小浜広峰、加尾、学園町、堅海、上竹原、川崎1丁目から川崎3丁目まで、木崎、北楯屋、鯉川、甲ヶ崎、小松原、山王前、志積、下竹原、城内1丁目、城内2丁目、新小松原、田島、多田、竹原、千種1丁目、千種2丁目、泊、西小川、西勢、西津、後瀬町、東勢、福谷、伏原、仏谷、堀屋敷、松ヶ崎、水取1丁目から水取4丁目まで、湊、南川町、矢代、山手1丁目から山手3丁目まで、湯岡、四谷町、若狭、和久里
	茜町、有明町、泉町、糸魚町、犬山（都市計画法第八条第一項第一号に定める用途地域内に限る。）、春日一丁目、春日二丁目（都市計画法第八条第一項第一号に定める工業地域を除く地域）、春日三丁目（都市計画法第八条第一項第一号に定める工業地域を除く地域）、栗町、亀山（都市計画法第八条第一項第一号に定める用途地域内に限る。）、国時町、幸町、桜塚町、篠座（都市計画法第八条第一号に定める用途地域のうち工業地域を除く地域）、篠座町（都市計画法第八条第一項第一号に定める工業地域を除く地域）、清水、城町、新庄、新町、神明町、清瀧（都市計画法第八条第一項第一号に定める用途地域内に限る。）、清和町、高砂町、月美町、天神町、友江（都市計画法第八条第一項第一号に定める工業地域を除く地域）、中荒井、中荒井町一丁目、中荒井町二丁目、中津川（都市計画法第八条第一項第一号に定める用途地域のうち工業地域を除く地域）、中野（都市計画法第八条第一項第一号に定める工業地域を除く地域）、中野町一丁目から中野町三丁目まで、中挟（都市計画法第八条第一項第一号に定める用途地域内に限る。）、中挟一丁目から中挟三丁目まで、錦町、東中町、東中野一丁目（都市計画法第八条第一項第一号に定める工業地域を除く地域）、東中野二丁目（都市計画法第八条第一項第一号に定める工業地域を除く地域）、東中野三丁目、日吉町、本町、美川町、美里町、水落町、明倫町、元町、大和町、弥生町、陽

勝山市の区域	明町一丁目から陽明町四丁目まで、吉野町、若杉町 旭毛屋町、旭町1丁目から旭町3丁目まで、荒土町伊波11字、荒土町新保、荒土町松ヶ崎、荒土町松田19字から23字まで、猪野、猪野毛屋、遅羽町大袋57字および58字、遅羽町比高31字から35字まで、片瀬、片瀬町1丁目、片瀬町2丁目、勝山145字から180字まで、北市13字および14字、北郷町伊知地、北郷町坂東島、毛屋町、郡町1丁目から郡町3丁目まで、栄町1丁目から栄町5丁目まで、沢町1丁目、沢町2丁目、鹿谷町志田1字、3字、5字および16字、鹿谷町杉段23字から25字まで、鹿谷町菟坂22字および23字、下毛屋、下高島、昭和町1丁目から昭和町3丁目まで、滝波町1丁目から滝波町5丁目まで、立川町1丁目、立川町2丁目、長山町1丁目、長山町2丁目、野向町薬師神谷61字から64字および79字、平泉寺町平泉寺、本町1丁目から本町4丁目まで、村岡町暮見23字、村岡町黒原30字から33字まで、村岡町郡62字、村岡町五本寺16字から18字まで、村岡町浄土寺、村岡町滝波、村岡町寺尾、村岡町栴神谷61字、元町1丁目から元町3丁目まで、芳野町1丁目、芳野町2丁目
鱒江市の区域	旭町1丁目から旭町4丁目まで、萌生田町11字から15字まで、有定町1丁目から有定町3丁目まで、片山町1字から10字までおよび13字から15字まで、上河端町1字から7字まで、上鱒江町、神中町1丁目から神中町3丁目まで、河和田町9字、11字から23字まで、27字および28字、北中町1字から4字まで、9字から14字まで、17字から19字まで、24字および101番地から844番地の2まで、北野町、北野町1丁目、北野町2丁目、小黒町1丁目から小黒町3丁目まで、五郎丸町、幸町1丁目、幸町2丁目、桜町1丁目から桜町3丁目まで、定次町、三六町1丁目、三六町2丁目、下河端町2字から11字まで、25字および30字、神明町1丁目から神明町5丁目まで、新横江1丁目、新横江2丁目、杉本町1字、2字、6字、11字から14字まで、19字および20字、住吉町1丁目から住吉町3丁目まで、礼町、田所町、長泉寺町2字から4字まで、11字から15字までおよび20字から22字まで、長泉寺町1丁目、長泉寺町2丁目、つっじヶ丘町、鳥羽1丁目から鳥羽3丁目まで、西番町3字から5字まで、西袋町34字から44字まで、67字および101番地から719番地まで、西山町、東鱒江1丁目から東鱒江4丁目まで、東米岡1丁目、東米岡2丁目、日の出町、深江町、舟津町1丁目から舟津町5丁目まで、本町1丁目から本町4丁目まで、丸山町1丁目から丸山町4丁目まで、水落町、水落町1丁目から水落町4丁目まで、宮前1丁目、宮前2丁目、御幸町1丁目から御幸町4丁目まで、屋形町、柳町1丁目から柳町4丁目まで、横江町1丁目、横江町2丁目、吉

あわら市の区域	江町、米岡町 青ノ木1字、40字および41字、芦鶴、市姫一丁目から市姫五丁目まで、大溝一丁目から大溝三丁目まで、温泉1丁目から温泉5丁目まで、北金津、国影9字、11字から16字まで、21字、38字および39字、重義6字、下金屋3字、20字から23字までおよび29字から32字まで、自由ヶ丘一丁目、自由ヶ丘二丁目、新用、高塚、滝6字から10字まで、29字、51字、56字、57字および63字、田中々1字から7字までおよび18字、西温泉1丁目、西温泉2丁目、布目3字および6字、花乃杜一丁目から花乃杜五丁目まで、馬場、春宮一丁目から春宮三丁目まで、番田1字、2字および6字から10字まで、東温泉1丁目、東温泉2丁目、二面15字から18字まで、20字、22字から49字まで、61字から63字までおよび68字、二面1丁目から二面5丁目まで、舟津1字から15字まで、25字から32字まで、34字、35字、37字、38字、42字から50字まで、56字、59字から61字まで、63字、64字および66字から74字まで、舟津1丁目から舟津4丁目まで、堀江十楽1字から9字まで、南金津、山室、指中54字、55字および57字から63字まで、吉崎
越前市の区域	あおば町、味真野町、吾妻町、家久町、池泉町、稲寄町、今宿町、瓜生町、大屋町5字から10字まで、19字から29字まで、40字から42字まで、44字から49字までおよび51字から55字まで、岡本町、押田1丁目、押田2丁目、小野谷町、片屋町、桂町、金屋町、上太田町、上真柳町、北小山町、北府1丁目から北府4丁目まで、北府本町、北千福町、京町1丁目から京町3丁目まで、葛岡町、国高1丁目から国高3丁目まで、向陽町、国府1丁目、国府2丁目、五分市町、小松1丁目、小松2丁目、小松町、幸町、沢町、芝原1丁目から芝原5丁目まで、芝原町、清水頭町、下太田町、下平吹町、庄町、庄田町、四郎丸町、白崎町、新町、新保1丁目、新保2丁目、新保町、神明町、住吉町、千福町、高木町、高瀬1丁目、高瀬2丁目、武生柳町、中央1丁目、中央2丁目、塚町、塚原町、月見町、常久町、天王町、長土呂町、駿町、西尾町17字から22字まで、28字から38字まで、41字から47字までおよび52字から55字まで、錦町、野上町、馬上免町、八幡1丁目、八幡2丁目、万代町、東千福町、日野美1丁目、日野美2丁目、姫川1丁目、姫川2丁目、平出1丁目から平出3丁目まで、平林町、広瀬町155字、158字、159字、162字および163字、深草1丁目、深草2丁目、富士見が丘1丁目、富士見が丘2丁目、府中1丁目から府中3丁目まで、文京1丁目、文京2丁目、平和町、蓬萊町、帆山町、堀川町、本多1丁目から本多3丁目まで、本保町、本町、松森町、三ツ口町、南1丁目から南3丁目まで、宮谷町、御幸町、妙法寺町、向が丘町、村園1丁目

坂井市の区域	から村園4丁目まで、村園町、元町、矢放町、矢船町、行松町、豊町、余川町、横市町、若竹町、若松町、粟田部町、粟田部町中央1丁目、粟田部町中央2丁目、岩本町、不老町、大滝町、国中町、定友町、新在家町、千原町、中津山町、西庄境町、野岡町
	三国町青葉台、三国町安島、三国町運動公園1丁目から三国町運動公園3丁目まで、三国町穂、三国町北本町1丁目から三国町北本町4丁目まで、三国町米ヶ脇34字から37字まで、三国町米ヶ脇1丁目から三国町米ヶ脇5丁目まで、三国町崎、三国町山王1丁目から三国町山王6丁目まで、三国町汐見、三国町宿1丁目から三国町宿3丁目まで、三国町陣ヶ岡12字、13字および35字から38字まで、三国町新宿1丁目、三国町新宿2丁目、三国町新保、三国町神明1丁目から三国町神明3丁目まで、三国町滝谷1丁目から三国町滝谷3丁目まで、三国町中央1丁目、三国町中央2丁目、三国町つづしが丘、三国町殿島、三国町錦1丁目から三国町錦4丁目まで、三国町浜地(1字、2字および4字を除く。)、三国町三国東1丁目から三国町三国東7丁目まで、三国町緑ヶ丘1丁目から三国町緑ヶ丘5丁目まで、三国町南本町1丁目から三国町南本町4丁目まで、丸岡町朝陽1丁目、丸岡町朝陽2丁目、丸岡町愛宕、丸岡町石城戸町1丁目から丸岡町石城戸町4丁目まで、丸岡町一本田2字から7字まで、28字および30字から35字まで、丸岡町一本田29字から39字までおよび41字から47字まで、丸岡町一本田福所、丸岡町乾下田、丸岡町猪爪、丸岡町猪爪1丁目から丸岡町猪爪7丁目まで、丸岡町今福1字および3字から16字まで、丸岡町今町、丸岡町上田町1丁目、丸岡町上田町2丁目、丸岡町内田13字から16字まで、丸岡町小黒60字、64字、68字、70字および74字、丸岡町霞ヶ丘1丁目から丸岡町霞ヶ丘4丁目まで、丸岡町霞町1丁目から丸岡町霞町4丁目まで、丸岡町栄1丁目、丸岡町栄2丁目、丸岡町里丸岡、丸岡町里丸岡1丁目から丸岡町里丸岡3丁目まで、丸岡町篠岡23字、31字および40字、丸岡町城北1丁目から丸岡町城北6丁目まで、丸岡町新鳴鹿1丁目から丸岡町新鳴鹿3丁目まで、丸岡町曾々木18字、丸岡町巽町1丁目から丸岡町巽町3丁目まで、丸岡町東陽1丁目、丸岡町東陽2丁目、丸岡町富田町1丁目、丸岡町富田町2丁目、丸岡町寅国、丸岡町西瓜屋、丸岡町西里丸岡、丸岡町長畝35字、38字、74字、75字および79字、丸岡町八幡町、丸岡町八ヶ郷26字および27字、丸岡町針ノ木1丁目、丸岡町本町1丁目から丸岡町本町4丁目まで、丸岡町外田20字、丸岡町松川1丁目、丸岡町松川2丁目、丸岡町松川町、丸岡町御幸1丁目、丸岡町八ツ口6字、7字、13字から16字まで、19字、21字、22字、41字から43字まで

および47字から51字まで、丸岡町柳町、丸岡町与河42字および46字、春江町いらい野、春江町いらい野北、春江町いらい野中央、春江町江留上、春江町江留上旭、春江町江留上昭和、春江町江留上新町、春江町江留上中央、春江町江留上錦、春江町江留上日の出、春江町江留上本町、春江町江留上緑、春江町江留上大和、春江町江留下、春江町江留下相田、春江町江留下字相江、春江町江留下高道、春江町江留下屋敷、春江町大牧1字から4字まで、春江町沖布目36字および40字、春江町上小森1字から7字まで、春江町境、春江町境上町、春江町境元町、春江町下小森1字、2字、春江町随応寺、春江町千歩寺22字、23字および32字から35字まで、春江町高江1字から3字まで、春江町田端47字、春江町為国、春江町為国亀ヶ久保、春江町為国幸、春江町為国中区、春江町為国西の宮、春江町為国平成、春江町中筋1字から7字まで、40字および41字、春江町中筋大手、春江町中筋春日、春江町中筋北浦、春江町中筋高田、春江町西太郎丸、春江町西長田、春江町東太郎丸、坂井町朝日1丁目から坂井町朝日8丁目まで、坂井町上新庄、坂井町定旨1字、坂井町下新庄、坂井町新庄1丁目から坂井町新庄3丁目まで、坂井町長畑、坂井町福島6字、坂井町宮領37字から44字まで、47字から52字まで、55字、57字および58字、坂井町若宮

永平寺町の区域	松岡葵1丁目から松岡葵3丁目まで、松岡石舟、松岡学園、松岡春日1丁目から松岡春日3丁目まで、松岡観音1丁目から松岡観音3丁目まで、松岡越坂1丁目、松岡越坂2丁目、松岡御公領、松岡木ノ下1丁目から松岡木ノ下3丁目まで、松岡芝原1丁目から松岡芝原3丁目まで、松岡志比堺、松岡清水、松岡城東、松岡神明1丁目から松岡神明3丁目まで、松岡平成、松岡松ヶ丘1丁目、松岡松ヶ原1丁目から松岡松ヶ原4丁目まで、松岡薬師1丁目から松岡薬師3丁目まで、松岡領家10字69番1から32までおよび16字92番1から49まで、けやき台、志比、東古市、せせらぎ
越前町の区域	朝日、朝日一丁目、内郡、上川去、気比庄、西田中、西田中一丁目から西田中四丁目まで、東内郡一丁目から東内郡四丁目まで、織田
高浜町の区域	岩神、鐘寄、事代、三明、塩土、菌部、立石、中津海、難波江、西三松、東三松、宮崎、若宮、和田

福井県告示第342号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったの

で、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年8月4日

福井県知事 西川 一誠

1 保安林子定森林の所在場所

小浜市上田90号原谷277の1から277の4まで、28、29の1、29の2、30、31、32の1、32の3、32の4、33の1、33の2、34から36まで、37の1、37の2、91号別所谷1から5まで、6の1、6の2、7から11まで、12の1、12の2、13から17まで、18の1、18の2、19の1、19の2、20から23まで、25

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定地業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木が存在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法
- ・ 期間および樹種
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および小浜市役所に備えおいて縦覧に供する。）

福井県告示第343号

原子力災害制圧道路等整備工事（仮称）神野難波江トンネル 神野工区の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競

争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

平成29年8月4日

福井県知事 西川 一誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

原子力災害制圧道路等整備工事（仮称）神野難波江トンネル 神野工区

(2) 工事場所

主要地方法道 舞鶴野原港高浜線
福井県大飯郡高浜町神野 地係

(3) 工事概要

工事延長 517.0m
トンネル工 517.0m
総幅員 8.5m
車道幅員 6.0m

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

- (1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。）を有する3の建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者を

いう。以下同じ。)により結成された共同企業体であること。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について土木一式工事A等級の資格を有すると決定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者)については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づき競争入札参加資格の再認定を受けていること。)

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数(継続した営業年数とし、許可の失効(法第3条第3項)または許可の取消し(法第29条)があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。)が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも20パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領(以下「措置要領」という。)に基づき指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建

設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であつて、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないことを認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第4項に規定する監理技術者(監理技術者資格者証(裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証)を有する者であること。)であつて、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者であること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者が次に掲げる要件のすべてを満たしている者であること。

ア 平成29・30年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査において用いた経営事項審査(法第27条の23第1項に規定する審査をいう。以下同じ。)における土木一式工事の総合評定値が850点以上であること。

イ 共同企業体への出資の比率が構成員中最大であること。

ウ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること

。共同企業体の代表者以外の構成員のうち1者にあつては、次に掲げる要件を満たしている者であること。

ア この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書(経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。)の写し(平成29・30年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査(再審査を含む。)において用いたものに限る。)

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等(3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。)の交付期間等

ア 交付期間

平成29年8月4日(金)から同年8月21日(月)まで(福井県の休日等を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県小浜市遠敷1丁目101番地

福井県嶺南振興局小浜土木事務所総務課

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送(民間事業者を含む。以下同じ)または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかか措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および

格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあつてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設業グループ
電話番号 0776-20-0470

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年8月4日

福井県知事 西川 一誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品および役務（以下「調達物品等」という。）の名称および数量

ハイブリッド手術室整備備品の購入（その1）および保守業務委託 一式
（構成内容および数量）

臨床用ポリグラフ（購入および保守業務委託） 一式
生体情報モニタ 一式

麻酔システム（購入および保守業務委託） 一式

(2) 調達物品等の仕様等
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 納入期限
平成30年3月30日（金）

(4) 保守期間

納入日の翌日から平成36年3月31日まで（ただし、納入日の翌日から平成31年3月31日までの保守は無償とする。）

この場合、福井県において翌年度以降の歳入歳出予算について減額または削除があつた場合はこの契約を解除する。

(5) 納入場所

福井県福井市四ツ井2丁目8-1
福井県立病院

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立ておよび会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的な暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子計算処理組織（以下「電子システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができないう場合は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先
〒910-8526
福井県福井市四ツ井2丁目8-1
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
電話 0776-57-2944

(2) 入札説明書等の交付期間
平成29年8月4日（金）から平成29年8月21日（月）まで（福井県の休日を含め）を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の9時から16時まで

(3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書に定めた様式）を次のとおり提出し、この入札に関して福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間
平成29年8月4日（金）から平成29年8月21日（月）16時まで（休日を除く。）

(2) 申請書等の提出方法
ア 電子入札システムによりこの入札に

参加しようとする者
電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用する IC カードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、その IC カード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者
提出期間内に、次の提出先に郵送（民間事業者を含む。）または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。

提出先
〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1
福井県立病院経営管理課利用環境サ
ービス室

(3) 資格の確認の通知
資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札に対しては、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者
5(2)アと同様とする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

下記(ア)から(ウ)の要領で作成し、持参または郵送すること。（郵送の場合は、簡易書留郵便その他配達記録が残るものを利用すること。）

(ア) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を、当該調達案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、ファックス番号）を記載し、「入札書在中」と朱書した内封筒に封入すること。

(ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該調達案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、ファックス番号）を記載し「入札書在中」と朱書した外封筒に封入すること。

(エ) 提出場所
5(2)イ提出先と同じ。

(2) 入札書の提出期間
平成29年9月13日(水)から平成29年9月14日(木)までの8時30

分から16時まで(必着)
(3) 開札日時
平成29年9月15日(金)9時20

分
7 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落

札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項
この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
〒910-8526
福井県福井市四ツ井2丁目8-1
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
電話 0776-57-2944

10 その他
(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金
福井県病院事業財務規則（昭和39年福井県規則第13号）第75条において準用する福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効
福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否
要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5

条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴

力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがある。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

(7) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所
ア 申請者の受付時期
休日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県会計局会計課総務事務第三グループ
電話 0776-20-0253

11 Summary
(1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Hybrid operating room medical equipments (No.1) all purpose to be purchased 1set and System Maintenance Commission

(2) Date,Time of Bidding:
9:20am,September 15,2017
(Time-limit for the submission of tenders 4:00pm,September 14,2017)

- (3) Deadline for delivery:
March 30,2018
- (4) The place for delivery and contact point for the notice:
Property Management Division,Fukui Prefectural Hospital,2-8-1 Yotsui, Fukui-City,Fukui-Prefecture. 910-8526 Japan. TEL 0776-57-2944

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年8月4日

福井県知事 西川 一誠

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量
ハイブリッド手術室整備備品（その2）の購入一式
（構成内容および数量）

- 手術台 一式
- 手術用照明器 一式
- シーリングペンダント 一式
- 頭部固定装置 一式
- 脳神経外科用ナビゲーションシステム 一式
- (2) 調達物品の仕様等
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 納入期限
平成30年3月30日（金）
- (4) 納入場所
福井県福井市四ツ井2丁目8-1
福井県立病院

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立ておよび会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与

している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子計算処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができず、入札手続に支障がない場合に限る。契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先
〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院経営管理課利用環境サー

ビス室

電話 0776-57-2944

- (2) 入札説明書等の交付期間

平成29年8月4日（金）から平成29年8月21日（月）まで（福井県の休日を含め）平成元年前福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の9時から16時まで

- (3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書に定めた様式）を次のとおり提出し、この入札に関して福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書等の提出期間
平成29年8月4日（金）から平成29年8月21日（月）16時まで（休日を除く。）

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者
電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ

<p>福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。</p> <p>イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者</p> <p>提出期間内に、次の提出先に郵送（民間事業者を含む。）または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。</p> <p>提出先 〒910-8526 福井県福井市四ツ井2丁目8-1 福井県立病院経営管理課利用環境サービス室</p> <p>(3) 資格の確認の通知 資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札に対しては、書面により通知する。</p> <p>6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時</p> <p>(1) 入札書の提出方法 ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者 イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者</p> <p>下記(ア)から(エ)の要領で作成し、持参または郵送すること。（郵送の場合は、簡易書留郵便その他配達記録が残るものを利用すること。）</p> <p>(ア) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。</p> <p>(イ) 入札書を、当該調達案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名</p>	<p>および連絡先（電話番号、フックス番号）を記載し、「入札書在中」と朱書した内封筒に封入すること。</p> <p>(ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該調達案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、フックス番号）を記載し「入札書在中」と朱書した外封筒に封入すること。</p> <p>(エ) 提出場所 5(2)イ提出先に同じ。</p> <p>(2) 入札書の提出期間 平成29年9月13日(水)から平成29年9月14日(木)までの8時30分から16時まで(必着)</p> <p>(3) 開札日時 平成29年9月15日(金)9時30分</p> <p>7 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 落札者の決定に関する事項 この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地 〒910-8526 福井県福井市四ツ井2丁目8-1</p>	<p>および連絡先（電話番号、フックス番号）を記載し、「入札書在中」と朱書した内封筒に封入すること。</p> <p>(ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該調達案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、フックス番号）を記載し「入札書在中」と朱書した外封筒に封入すること。</p> <p>(エ) 提出場所 5(2)イ提出先に同じ。</p> <p>(2) 入札書の提出期間 平成29年9月13日(水)から平成29年9月14日(木)までの8時30分から16時まで(必着)</p> <p>(3) 開札日時 平成29年9月15日(金)9時30分</p> <p>7 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 落札者の決定に関する事項 この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地 〒910-8526 福井県福井市四ツ井2丁目8-1</p>	<p>福井県立病院経営管理課利用環境サービス室 電話 0776-57-2944</p> <p>10 その他</p> <p>(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨とする。</p> <p>(2) 入札保証金および契約保証金 福井県病院事業財務規則（昭和39年福井県規則第13号）第75条において準用する福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。</p> <p>(3) 入札の無効 福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。</p> <p>(4) 契約書作成の要否 要</p> <p>(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがある。</p> <p>(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等に</p>	<p>よる。</p> <p>(7) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所 ア 申請者の受付時期 休日を除き、随時申請を受け付ける。</p> <p>イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県会計局会計課総務事務第三グループ 電話 0776-20-0253</p> <p>11 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Hybrid operating room medical equipments (No.2) all purpose to be purchased 1set</p> <p>(2) Date,Time of Bidding: 9:30am,September 15,2017 (Time-limit for the submission of tenders 4:00pm,September 14,2017)</p> <p>(3) Deadline for delivery: March 30,2018</p> <p>(4) The place for delivery and contact point for the notice: Property Management Division,Fukui Prefectural Hospital,2-8-1 Yotsui,Fukui-City,Fukui-Prefecture. 910-8526 Japan. TEL 0776-57-2944</p> <p>政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第</p>
--	---	---	---	--

4条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年8月4日

福井県知事 西川 一誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量

(2) 調達物品の仕様等
血管造影X線診断装置 一式

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 納入期限

平成30年3月30日（金）

(4) 納入場所

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立ておよび会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは間接的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施
入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子計算処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認

申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先
〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2944

(2) 入札説明書等の交付期間

平成29年8月4日（金）から平成29年8月21日（月）まで（福井県の休日を含め）

平成29年8月21日（月）まで（福井県の休日を含め）

平成29年8月21日（月）まで（福井県の休日を含め）

平成29年8月21日（月）まで（福井県の休日を含め）

平成29年8月21日（月）まで（福井県の休日を含め）

平成29年8月21日（月）まで（福井県の休日を含め）

平成29年8月21日（月）まで（福井県の休日を含め）

平成29年8月21日（月）まで（福井県の休日を含め）

平成29年8月21日（月）まで（福井県の休日を含め）

平成29年8月21日（月）まで（福井県の休日を含め）

平成29年8月21日（月）まで（福井県の休日を含め）

平成29年8月21日（月）まで（福井県の休日を含め）

平成29年8月21日（月）まで（福井県の休日を含め）

平成29年8月21日（月）まで（福井県の休日を含め）

平成29年8月21日（月）まで（福井県の休日を含め）

平成29年8月21日（月）まで（福井県の休日を含め）

平成29年8月21日（月）まで（福井県の休日を含め）

平成29年8月21日（月）まで（福井県の休日を含め）

平成29年8月21日（月）まで（福井県の休日を含め）

平成29年8月21日（月）まで（福井県の休日を含め）

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者
電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者提出期間内に、次の提出先（郵送（民間事業者を含む。）または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。

提出先
〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

(3) 資格の確認の通知

資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札に対しては、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

<p>(1) 入札書の提出方法</p> <p>ア 電子入札システムによりこの入札参加しようとする者</p> <p>5(2)アと同様とする。</p> <p>イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者</p> <p>下記(ウ)からの要領で作成し、持参または郵送すること。(郵送の場合は、簡易書留郵便その他配達記録が残るものを利用すること。)</p> <p>(ウ) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。</p> <p>(イ) 入札書を、当該調達案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先(電話番号、フレッツクス番号)を記載し、「入札書在中」と朱書した内封筒に封入すること。</p> <p>(ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該調達案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先(電話番号、フレッツクス番号)を記載し「入札書在中」と朱書した外封筒に封入すること。</p> <p>(ウ) 提出場所</p> <p>5(2)イ提出先に同じ。</p> <p>(2) 入札書の提出期間</p> <p>平成29年9月13日(水) から平成29年9月14日(木) までの8時30分から16時まで(必着)</p> <p>(3) 開札日時</p> <p>平成29年9月15日(金) 9時00分</p> <p>7 入札方法</p> <p>落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、そ</p>	<p>の端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 落札者の決定に関する事項</p> <p>この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地</p> <p>〒910-8526 福井県福井市四ツ井2丁目8-1 福井県立病院経営管理課利用環境サービ</p> <p>ス室 電話 0776-57-2944</p> <p>10 その他</p> <p>(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨</p> <p>日本語および日本国通貨とする。</p> <p>(2) 入札保証金および契約保証金</p> <p>福井県病院事業財務規則(昭和39年福井県規則第13号)第75条において準用する福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。</p> <p>(3) 入札の無効</p> <p>福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。</p> <p>(4) 契約書作成の要否</p> <p>要</p> <p>(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置</p> <p>ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5</p>	<p>条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。</p> <p>イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがある。</p> <p>(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。</p> <p>(7) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所</p> <p>ア 申請者の受付時期</p> <p>休日を除き、随時申請を受け付ける。</p> <p>イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先</p> <p>〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県会計局会計課総務事務第三グループ 電話 0776-20-0253</p> <p>11 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Angiography diagnosis medical device for all purpose to be purchased ISet</p> <p>(2) Date,Time of Bidding: 9:00am,September 15,2017 (Time-limit for the submission of tenders 4:00pm,September 14,2017)</p>	<p>(3) Deadline for delivery: March 30,2018</p> <p>(4) The place for delivery and contact point for the notice: Property Management Division,Fukui Prefectural Hospital,2-8-1 Yotsui Fukui-City,Fukui-Prefecture. 910-8526 Japan TEL 0776-57-2944</p> <hr/> <p>政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第4条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成29年8月4日 福井県知事 西川 一誠</p> <p>1 一般競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品(以下「調達物品」という。)の名称および数量</p> <p>手術用顕微鏡 一式</p> <p>(2) 調達物品の仕様等</p> <p>入札説明書および仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。</p> <p>(3) 納入期限</p> <p>平成30年3月30日(金)</p> <p>(4) 納入場所</p> <p>福井県福井市四ツ井2丁目8-1 福井県立病院</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>この入札に参加することができるときは、特定調達契約(政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札参加資格(以下「資格」という。)について別に知事が行う審査により認定を受けた者(この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む</p>
--	--	--	---

。)で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立ておよび会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくはは積極的

に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子計算処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができないう者は、入札手続に支障がない場合限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先

〒910-8526
福井県福井市四ツ井2丁目8-1
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2944

(2) 入札説明書等の交付期間

平成29年8月4日（金）から平成29年8月21日（月）まで（福井県の休日を含め、平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の9時から16時まで

(3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービ

システムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書に定めた様式）を次のとおり提出し、この入札に関して福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

平成29年8月4日（金）から平成29年8月21日（月）16時まで（休日を除く。）

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者
電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者
提出期間内に、次の提出先に郵送民

間事業者を含む。)または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。

提出先

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

(3) 資格の確認の通知

資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札に対しては、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者
5(2)アと同様とする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

下記(ウ)から(エ)の要領で作成し、持参または郵送すること。（郵送の場合は、簡易書留郵便その他配達記録が残るものを利用すること。）

(ウ) 外封筒および内封筒の二重封筒とする。

(イ) 入札書を、当該調達案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、フレックス番号）を記載し、「入札書在中」と朱書した内封筒に封入すること。

(ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該調達案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、フレックス番号）を記載し「入札書在中」と朱

書した外封筒に封入すること。

(エ) 提出場所

5(2)イ提出先と同じ。

(2) 入札書の提出期間

平成29年9月13日(水) から平成29年9月14日(木) までの8時

30分から16時まで(必着)

(3) 開札日時

平成29年9月15日(金) 9時10分

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部署の名称および所在地

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院経営管理課利用環境サービ

ス室

電話 0776-57-2944

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県病院事業財務規則(昭和39年福井県規則第13号)第75条において準用する福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは

、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがある。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

(7) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

休日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課総務事務第三グループ

電話 0776-20-0253

1.1 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Operation microscopes all

purpose to be purchased 1Set

(2) Date,Time of Bidding:

9:10am,September 15,2017

(Time-limit for the submission

of tenders

4:00pm,September 14,2017)

(3) Deadline for delivery:

March 30,2018

(4) The place for delivery and contact point for the notice:

Property Management Division,Fukui

Prefectural Hospital,2-8-1 Yotsui,

Fukui-City,Fukui-Prefecture,910-8526

Japan.

TEL 0776-57-2944

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年8月4日

福井県知事 西川 一誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品(以下「調達物品」という。)の名称および数量

人工心肺装置 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書および仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。

(3) 納入期限

平成30年3月30日(金)

(4) 納入場所

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約(政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札参加資格(以下「資格」という。)について別に知事が行う審査により認定を受けた者(この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。)で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立ておよび会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成

- 3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは間接的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 電子入札の実施
- 入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子計算処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。
- なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができないう場合は、入札手続に支障がない場合限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。
- 4 入札説明書等の交付等に関する事項
- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ

- 先
- 〒910-8526
福井県福井市四ツ井2丁目8-1
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
電話 0776-57-2944
- (2) 入札説明書等の交付期間
平成29年8月4日(金)から平成29年8月21日(月)まで(福井県の休日を含める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の9時から16時まで
- (3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。
- 5 資格の確認に関する事項
- この入札に参加しようとする者は、申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者(以下「紙入札者」という。))にあつては、入札説明書に定めた様式)を次のとおり提出し、この入札に関して福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。
- (1) 申請書等の提出期間
平成29年8月4日(金)から平成29年8月21日(月)16時まで(休日を除く。)
- (2) 申請書等の提出方法
- ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者
電子入札システムを使用して送信する。
- なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子

- 計算機に備え付けられたファイルに記載されなければならない。
- 申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。
- イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者
提出期間内に、次の提出先に郵送(民間事業者を含む。)または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。
- 提出先
〒910-8526
福井県福井市四ツ井2丁目8-1
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
- (3) 資格の確認の通知
資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札に対しては、書面により通知する。
- 6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時
- (1) 入札書の提出方法
- ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者
5(2)アと同様とする。
- イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者
下記(ア)から(ウ)の要領で作成し、持参

- または郵送すること。(郵送の場合は、簡易書留郵便その他配達記録が残るものを利用すること。)
- (ア) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。
- (イ) 入札書を、当該調達案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先(電話番号、フレックス番号)を記載し、「入札書在中」と朱書した内封筒に封入すること。
- (ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該調達案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先(電話番号、フレックス番号)を記載し「入札書在中」と朱書した外封筒に封入すること。
- (ウ) 提出場所
5(2)イ提出先と同じ。
- (2) 入札書の提出期間
平成29年9月13日(水)から平成29年9月14日(木)までの8時30分から16時まで(必着)
- (3) 開札日時
平成29年9月15日(金)9時40分
- 7 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院経営管理課利用環境サービ

ス室

電話 0776-57-2944

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県病院事業財務規則(昭和39年

福井県規則第13号)第75条において

準用する福井県財務規則(昭和39年福

井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県病院事業財務規則第75条にお

いて準用する福井県財務規則第151条

の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場

合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(

平成22年福井県条例第31号)第5

条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴

力団員または暴力団もしくは暴力団員

と密接な関係を有する者による不当介

入を受けたときは、速やかに所轄の警

察署に届出を行うとともに、捜査上必

要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは

、その旨を速やかに発注者に報告する

こと。なお、上記アの届出を怠ったと

きは、物品購入等の契約に係る指名停

止措置要領の規定に基づく、指名停止

等の措置を講じることがある。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入

札に関し必要な事項は、入札説明書等に

よる。

(7) 2に記載する別に知事が行う審査を申

請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

休日を除き、随時申請を受け付ける

。

イ 申請書の交付場所および提出場所な

らびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課総務事務第三ゾ

ループ

電話 0776-20-0253

1.1 Summary

(1) Nature and quantity of the products

to be purchased:

Artificial heart - lung machines for

all purpose to be purchased ISet

(2) Date Time of Bidding:

9:40am, September 15, 2017

(Time-limit for the submission of

tenders

4:00pm, September 14, 2017)

(3) Deadline for delivery:

March 30, 2018

(4) The place for delivery and contact

point for the notice:

Property Management Division, Fukui

Prefectural Hospital-2-8-1

Yotsui, Fukui-City, Fukui-Prefecture.

910-8526 Japan.

TEL 0776-57-2944

政府調達に関する協定の適用を受ける調達

契約に係る一般競争入札の落札者を決定した

ので、特定調達契約に係る福井県財務規則の

特例に関する規則(平成7年福井県規則第8

2号。以下「規則」という。)第13条第1

項の規定により、次のとおり公示する。

平成29年8月4日

福井県知事 西川 一誠

1 落札に係る物品の名称および数量

電波暗室 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称

および所在地

福井県工業技術センター

福井県福井市川合鷲塚町61-10

3 落札者を決定した日

平成29年5月31日

4 落札者の名称および所在地

轟産業株式会社

福井県福井市毛矢3丁目2-4

5 落札金額

168,500,000円

6 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

7 規則第4条の規定による公告を行った日

平成29年4月18日

1 落札に係る物品の名称および数量

熱真空試験機 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称

および所在地

福井県工業技術センター

福井県福井市川合鷲塚町61-10

3 落札者を決定した日

平成29年5月31日

4 落札者の名称および所在地

株式会社ホクソン

福井県福井市経田1丁目104

5 落札金額

175,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

7 規則第4条の規定による公告を行った日

平成29年4月18日

測量法(昭和24年法律第188号)第3

9条において準用する同法第14条第1項の

規定により、永平寺町より公共測量の実施に

ついての通知があったので、同法第39条に

おいて準用する同法第14条第3項の規定に

より、次のとおり公示する。

平成29年8月4日

福井県知事 西川 一誠

1 測量計画機関の名称

永平寺町

2 作業の種類

公共測量(共用地図データ作成)

3 作業の期間

平成29年8月2日から平成30年3月

15日

4 作業の地域

永平寺町の一部

測量法(昭和24年法律第188号)第3

9条において準用する同法第14条第1項の規定により、福井市より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成29年8月4日

福井県知事 西川 一誠

1 測量計画機関の名称

福井市

2 作業の種類

航空写真測量

(1) 空中写真カメラ撮影：1/10,000

(2) デジタルオルソ画像データ作成：レベル1000相当

3 作業の期間

平成29年8月1日から平成30年2月

28日

4 作業の地域

空中写真カメラ撮影 福井市内一円

(536.41km²)

デジタルオルソ作成 福井市内一円

(536.41km²)

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第92号

警備業法（昭和47年法律第117号）第

23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成29年8月4日

福井県公安委員会

委員長 野口 正人

1 検定の区分、実施日、時間および場所

(1) 検定の区分、実施日および時間

ア 学科試験

検定の区分	実施日	実施時間

施設警備業務1級	平成29年11月6日（月）	午前9時30分から 午前11時まで
施設警備業務2級		午後2時から 午後3時30分まで

イ 実技試験

検定の区分	実施日	実施時間
施設警備業務1級	平成29年12月21日（木）	午後1時から 午後5時まで
施設警備業務2級		午前8時30分から 午前12時まで

(2) 実施場所

ア 学科試験

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県警察本部地下1階B102会議室

イ 実技試験

福井県越前市余田町第2号1番地1

福井県警察本部交通部運転免許課丹

南分室

2 定員

各30人

3 受検資格

(1) 施設警備業務2級

福井県内に住所を有する者または福井

県内の営業所に所属する警備員

(2) 施設警備業務1級

(1)に該当する者であって、次のいずれ

かに該当する者

ア 施設警備業務2級の検定に係る合格

証明書の交付を受けている者であって

、当該合格証明書の交付を受けた後、

施設警備業務に従事した期間が1年以上

ある者

イ 福井県公安委員会がアに掲げる者と

同等以上の知識および能力を有すると

4 検定試験の方法および内容

認める者
ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

- (1) 施設警備業務2級
- ア 学科試験

- (イ) 警備業務に関する基本的な事項
- (ロ) 法令に関すること。
- (ハ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

- (ニ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- イ 実技試験
- (イ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

- (1) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 施設警備業務1級
- ア 学科試験

- (イ) 警備業務に関する基本的な事項
- (ロ) 法令に関すること。
- (ハ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

- (ニ) 施設警備業務の管理に関すること。

- (ホ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- イ 実技試験
- (イ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (ロ) 施設警備業務の管理に関すること。

- (ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故

が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 申請手続等

- (1) 受付期間
平成29年10月2日(月)から同年10月6日(金)までの午前9時から午後5時まで。
ただし、定員になり次第受付を終了する。

- (2) 検定申請書の提出先

検定を受けようとする者(以下「検定申請者」という。)の住所地または検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署

なお、原則として本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

- (3) 提出書類等

- ア 検定申請書 1通

イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの) 2葉

ウ 検定申請者の住所地を管轄する警察署に申請する者にあつては、その者の住所地を疎明する書面 1通

エ 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に申請する者にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面 1通

オ 3(2)アに該当する者にあつては、施設警備業務2級に係る合格証明書の写しおよび当該合格証明書の交付を受けた後施設警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面 1通

カ 3(2)イに該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書 1通

- (4) 受検手数料

16,000円に相当する福井県証紙により納入するものとし、検定申請書提出時に提出すること。

なお、納付された受検手数料は、返還しない。

6 その他

- (1) 検定受検時の携行品

- ア 学科試験

・ 筆記用具

- イ 実技試験

・ 筆記用具

・ 室内用運動靴

- (2) 受検票の交付

受検票は、学科試験当日の受付時に交付する。

- 7 検定に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全全部生活環境課
電話0776-22-2880(内線3192、3187)または各警察署生活安全課(係)

問い合わせ先

平成29年7月14日福井県告示第326号(保安林の指定の予定)

ページ	段	行	誤	正
3	3	9	椋曲90号	椋曲90号椋谷

